

## 登別市家庭系指定ごみ袋助成制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者在宅世帯及びねたきり老人在宅世帯（以下「障害者在宅世帯等」という。）に対し、家庭系指定ごみ袋（以下「ごみ袋」という。）を助成することにより福祉の増進を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において「障害者在宅世帯」とは、市内の自宅において次の各号のいずれかに該当する者の日常生活の介護をしている者がいる世帯をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる1級又は2級に該当するもの
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所又は精神科を標ぼうする医師において知能指数50以下と判定又は診断された者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に掲げる1級又は2級に該当するもの

2 この要綱において「ねたきり老人在宅世帯」とは、65歳以上の者であって、市内の自宅において次の各号のいずれかに該当する者の日常生活の介護をしている者がいる世帯をいう。

- (1) 国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める程度の障害の状態にあり、常時臥床の状態が6月以上継続している者
  - (2) 身体上又は精神上の障害のため、常時臥床の状態が6月以上継続している者
- (助成の対象)

第3条 この要綱によるごみ袋の助成の対象となる世帯（以下「対象世帯」という。）は、障害者在宅世帯等とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活保護を受けている世帯は、除くものとする。

### (登録申請及び認定)

第4条 ごみ袋の助成を受けようとする対象世帯の世帯主又は世帯員（以下「申請者」という。）は、市長にごみ袋助成資格認定登録申請書（別記様式第1号）を提出し、資格の認定を受けなければならない。この場合において、市長は、必要に応じて民

生委員の証明等を添付させるものとする。

2 市長は、前項の規定により、ごみ袋の助成を受ける資格があると認めるときは、申請者にごみ袋助成資格認定通知書（別記様式第2号）を交付するものとする。

3 市長は、申請者がごみ袋の助成を受ける資格がないと認めるときは、ごみ袋助成資格否認通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

（助成内容）

第5条 市長は、前条第2項により資格の認定を受けた申請者（以下「助成認定者」という。）について、毎年9月1日時点（以下「基準日」という。）における助成資格の有無を確認しなければならない。

2 市長は、基準日に助成資格を有する助成認定者に対し、毎年10月末日までに家庭系指定ごみ袋（可燃ごみ袋30ℓ）20枚を助成するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、9月2日以降に助成認定者となった者に対し、次の表に定めるとおり申請日の属する月の翌月の末日までにごみ袋を支給するものとする。

申請日	助成枚数
9月2日から 9月末日まで	12枚
10月1日から10月末日まで	10枚
11月1日から11月末日まで	8枚
12月1日から12月末日まで	7枚
1月1日から 1月末日まで	5枚
2月1日から 2月末日まで	3枚
3月1日から 3月末日まで	2枚

（助成の方法）

第6条 前条のごみ袋の助成については、対象世帯に対し、郵送又は手渡しの方法により支給するものとする。

（届出の義務）

第7条 助成認定者は、氏名又は住所を変更したとき等は、速やかにごみ袋助成資格内容変更・喪失届出（別記様式第4号）により市長に届出をしなければならない。

（資格の喪失）

第8条 助成認定者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の属する月の翌月から、この要綱による助成資格を喪失するものとする。この場合において、市長は助成を廃止した者に対し、ごみ袋助成廃止通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

（1）第2条の規定に該当しなくなったとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(台帳)

第9条 市長は、助成認定者について、ごみ袋助成資格者登録台帳を備え付けるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項についてはその都度市長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

ごみ袋助成資格認定登録申請書				
登別市長		様		年 月 日
申請者 住 所 氏 名 電 話				
印				
ごみ袋の助成を受けたいので、登別市家庭系指定ごみ袋助成制度実施要綱第4条の規定により申請します。				
記				
申請理由	1 障害者在宅世帯であるため。(実施要綱第2条第1項該当) 2 ねたきり老人在宅世帯であるため。(実施要綱第2条第2項該当)			
障害者等の 状 況	続柄	氏 名	生年月日	備 考
				身障手帳 級 精神手帳 級 療育手帳 判定 ねたきり老人
民生委員証明欄 (2のとき)	障害・その他の理由により、6月以上常時臥床の状態にあることを証明する。 民生委員 氏名			
印				

※ 処 理 欄	確認事項	身体障害者 手帳 1 2級  精神障害者 保健福祉手帳 1 2級	療育手帳  A判定	診断書等 ( )	ねたきり老人等調査	生活保護 受給あり 受給なし	助成状況	認 定 区 分
	確認者印							認 定 否 認

別記様式第2号（第4条関係）

ごみ袋助成資格認定通知書			
		第            号 年    月    日	
様		登別市長	印
先に申請のあったごみ袋助成資格認定申請について、次のとおり認定したので通知します。			
助成資格 認定者	住 所		
	氏 名		
認 定 理 由	1 障害者在宅世帯のため（実施要綱第2条第1項該当） 障害者  2 ねたきり老人在宅世帯のため（実施要綱第2条第2項該当） ねたきり老人		
支給開始 年 度	年度分から	助 成 方 法	
備  考			

別記様式第3号（第4条関係）

ごみ袋助成資格否認通知書	
第 年 月 日 号 日	
様	
登別市長 印	
先に申請のあったごみ袋助成資格認定申請について、次の理由により否認したので通知します。	
記	
申請者	住所
	氏名
否認理由	
備考	

別記様式第4号（第7条関係）

ごみ袋助成資格（ 内容変更 ・喪失 ）届出			
年 月 日			
登別市長 様			
届出人（助成認定者） 住 所 氏 名 印 電 話			
下記のとおりごみ袋の助成資格について（内容変更・喪失）したので、登別市家庭系指定ごみ袋助成制度実施要綱第7条の規定によりお届けします。			
記			
内容 変 更	氏名変更	新氏名	
		旧氏名	
	住所変更	新住所	
		旧住所	
	その他		
喪 失	1 市外へ転出した。（転出先 _____ ） 2 身体障害者（氏名 _____ ）の死亡 3 知的障害者（氏名 _____ ）の死亡 4 精神障害者（氏名 _____ ）の死亡 5 ねたきり老人（氏名 _____ ）の死亡 6 その他		
備 考			

別記様式第5号（第8条関係）

ごみ袋助成廃止通知書	
第 年 月 日 号 日	
様	
登別市長 印	
次のとおり障害者在宅世帯等に対するごみ袋の助成を廃止したので通知 します。	
助 成 廃止者	住 所
	氏 名
助 成 廃 止 月	年 月
廃 止 理 由	1 市外へ転出した。(転出先 ) 2 身体障害者 (氏名 ) の死亡 3 知的障害者 (氏名 ) の死亡 4 精神障害者 (氏名 ) の死亡 5 ねたきり老人 (氏名 ) の死亡 6 その他
備 考	